

令和2年4月

市内小中学校 保護者 様

みよし市教育委員会

教育長 今 瀬 良 江

地震・風水害等における児童・生徒の登下校等について

保護者の皆様におかれましては、日頃から本市の教育活動に対し、温かい御理解と御支援をいただき、誠にありがとうございます。

近年、南海トラフ地震をはじめとする地震への対応、暴風・大雨をはじめとする風水害への対応は喫緊の課題となっております。

そこで、児童・生徒の安全を確保するために、地震・風水害等における児童・生徒の登下校等についてとりまとめました。

つきましては、今後の地震・風水害等における児童・生徒の登下校等について、裏面のとおりといたしますので、保護者の皆様の御理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

なお、裏面「地震・風水害等における児童・生徒の登下校等について（一覧）」の内容につきましては、市教育委員会及び市内小中学校のホームページにも掲載しております。

担 当 みよし市教育委員会学校教育課

電 話 0561-32-8026

ファクシミリ 0561-34-4379

電子メール [gakko@city.aichi-miyoshi.lg.jp](mailto:gakko@city.aichi-miyoshi.lg.jp)

地震・風水害等における児童・生徒の登下校等について（一覧）

みよし市教育委員会

	災害・警報等の種類	児童・生徒の登下校等について
1 地震への対応	「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）」 発表	① 登校する前に発表 ・ 学校から連絡があるまで自宅待機。 ② 登校後に発表 ・ 対応について学校から保護者へ連絡。
	※ 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」については、特別な対応は行わない	
	みよし市内で 震度5弱以上の地震が発生	① 登校する前に発生 ・ 学校から連絡があるまで自宅待機。 ② 登下校中に発生 ・ 原則として登校時は学校、下校時は自宅へ向かう。 ・ 周囲の安全が確認できない場合、近くの安全な場所へ避難。 ③ 登校後に発生 ・ 保護者が迎えに来ることができる児童・生徒は帰宅。 ・ 保護者が迎えに来ることができない児童・生徒は学校待機。
2 風水害への対応	西三河北西部地方に 暴風警報発令 又は 特別警報発令	① 登校する前に発令 ・ 午前6時までで警報が解除 → 平常どおり授業を実施。 ・ 午前6時を過ぎても警報が継続 → 授業は中止。 ② 登校後に発令 ・ 授業を中止し、児童・生徒は下校。
その他	その他の災害に関する情報	情報の内容により、対応について学校から保護者へ連絡。

※ 授業を行う場合でも、登校することが危険な場合は、登校する必要はありません。

※ 上記を原則としますが、児童・生徒の安全が確認できない場合、授業を中止したり、学校待機にしたりするなど、上記とは異なる対応になる場合があります。

※ 今後、国や県の方針等により、対応を変更することがあります。